

業務再点検結果報告

部署名	消費流通課
部署の業務内容	政府備蓄米の買入・保管・運送・販売。米の消費拡大の推進。農産物検査の適正な実施指導。

1. 基本的視点に関する点検

		項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・外部の方からの照会、問い合わせ等に対し、当該職員一同日頃から丁寧・誠実・親切な対応を心掛けている。 ・当該職員の対応振りについては、消費者、事業者からは概ね好意的に受け止められている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。		
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応記録簿を作成し、内容により関係課、農政事務所幹部、本省に連絡している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。		
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-		
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・自給率向上の取組に関連して、米飯学校給食の回数増加や米粉食品普及について、市町村や消費者団体に要請や情報提供等の取組を行っている。 ・消費者団体等から食料自給率向上や米粉普及に関し説明等を求められた際積極的に対応することとしている。(事例：小樽消費者協会については大会に出席。釧路消費者協会については管轄地域課に説明用資料等を提供) ・説明等の取組については、意見交換、質疑の際に概ね好意的な反応を示されている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。		
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。		
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ても、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。		<ul style="list-style-type: none"> ・米流通業者に対する巡回点検、登録検査機関に対する監査を実施している。 ・これまでは、業の振興と消費者の利益が一致しないという点について、余り深く意識せずに業務を遂行していた。今後は、消費者の側にも十分留意した業務運営に努めていきたい。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

対応欄には、「はい」の場合は「」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務 についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄米の保管管理、米の消費拡大の推進、農産物検査機関の指導 ・ 農産物検査の民営化を推進し、民間検査に移行。 ・ 民間検査への移行が終わったばかりであり、検証にいたっていない。 ・ 備蓄米の適切な保管管理、適正な農産物検査のほか消費拡大の推進も含め、国民の健康を確保するための業務であるとする。 ・ 新たにMA米の販売前の目視確認、カビ毒の分析を行い、関係法令に適合するもののみ販売することとした。 	
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。		x
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。		
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。		
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。		
食の安全業務 についての点検(つづき)	業務の 見直し (つづき)	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ MA米の販売前の目視確認のチェック手法、サンプルの分析方法等については、「政府米のカビに関する科学委員会」での検討を経て決められている。 	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。		
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。		x
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。		-
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。		x
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。		
対応欄には、「はい」の場合は「」、いいえの場合は「x」、該当がない場合は「-」を付す。				

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	